

2010年規定審議会重要提案

2680 地区 PGD 田中 毅

私は2001年、2004年に開催された規定審議会に提案された立法案について、代表議員の方々にその分析と説明をさせていただき、さらに3年前のロータリー研究会において2007年規定審議会の流れについて説明させていただきました。

今回ロータリー研究会において2010年の規定審議会提出立法案について説明をするように要請をうけましたので、私なりに問題になると考えた立法案について、特にRI理事会が提案した立法案と、日本が提案した立法案を中心にして、分析を試みたいと思います。

今回の規定審議会は2010年4月25日から30日まで、シカゴで開催されます。

各地区からの代表議員と補欠議員は2008年6月末に選出され、地区またはクラブから提出された立法案は2008年12月末を以って閉め切られています。現時点において、全世界から219の立法案が提案されていますが、さらに幾つかの修正案が追加提案されるものと思われます。

各論に入る前に、規定審議会に提案される立法案について説明をいたします。

立法案は制定案と決議案に分けられます

制提案とは組織規定の改正すなわちRI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款の改正を目的とする案件であり、ロータリークラブ細則はこれに含まれず、ロータリークラブ細則はクラブ自治権に従って自由に制定・改正することができます。

制提案は組織規定の条文の改正ですから、その案件が採択されれば、条文そのものが自動的に改正になります。すなわち提案者の意思がそのまま成文化されます。

◎決議案は組織規定の改正を目的としないその他すべての案件の制定・改

正であり、RI 理事会に対する要請が大部分を占めます。

決議案が採択されたとしても、それを実行するか否かは RI 理事会の裁量権に任されていますから、いろいろと理由をつけて無視されるケースが多いのが現実です。2004 年に採択された決議案 44 の内、RI がその実施を決定した案件は 20 であり、24 案件はいろいろな理由をつけて実施することを拒否しています。従って今後立法案の提出に当たっては、なるべく制提案を提案した方が効果的だと思われま

E-クラブを規定する件（制定案・RI 理事会提案）

E-クラブは 2004 年の規定審議会で、6 年間のパイロット・プログラムとして認められた制度ですから、このまま放置すれば 2010 年の 7 月からは消滅します。そこで今回改めてこれを存続させるために提案されたものです。

◎理事会は、1 地区につき E クラブ 1 つを指定して認可します。

◎E-クラブは毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開いたものとみなされます。

◎E-クラブの会員は、例会開催 1 週間以内に、サイトにアクセスすることによって、例会に参加したものとみなされます。

E-クラブ会員外のメイクアップについては従来通りです。

クラブ自治権に関する提案はすべて日本からの提案です。RI が CLP によるクラブの委員会構成を半ば強引に定義したり、具体的な奉仕プロジェクトを積極的に推奨しているために、改めてクラブ自治権を強調したものと思われま

す。クラブは、RI 定款、RI 細則、標準ロータリー・クラブ定款に矛盾しないやり方で活動する限り、自治権を有するものとする。すなわち委員会構成や奉仕プロジェクトの選択はクラブ細則で規定するものなので、クラブ自治権に基づいてクラブが独自に決定することができます。提案者：伊丹ロータリー・クラブ

◎標準ロータリー・クラブ定款上に RI の管理の基本原則は、加盟ロータリー・クラブの大幅な自治であると記述するものです。提案者：京都東ロータリー・クラブ

◎「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の第 5 項「各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして RI は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。」と、述べられているクラブ自治の哲学を推進すること。提案者：釧路北ロータリー・クラブ

今回の規定審議会の特徴は週 1 回の例会開催を変更しようという提案が数多く出されています。

例会の出席会員の 3 分の 2 以上の決議によってクラブが例会の頻度を変えることを認める。提案者：第 9600 地区

◎クラブ例会を毎週または隔週に開く。クラブ例会を隔週に開く。

◎例会を少なくとも暦月に 2 回開催する。提案者：東京城南・東京京浜・東京高輪他

従来から一人一業種による職業分類と毎週 1 回の例会開催を強く主張してきた日本から、このような提案がでたことに驚いています。

◎例会の時間を 1 時間と規定する

◎クラブ例会を年間 6 回まで取りやめることを認める

従来の正会員と名誉会員に加えて、数多くの会員資格が提案されています。

ロータリアンではない人々、「ロータリーの友」を、クラブの開かれた会員身分の新しい概念とする

◎ロータリー財団学友以外に、ロータリー学友の職業分類を設ける

◎正会員以外に、4名まで、またはクラブの正会員の5パーセントまでの法人会員を認める

◎「associate membership（準会員）」を導入する。会費半額。会員身分は2年間。投票権を有せず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。

◎仮クラブ(衛星クラブ)の会員は加盟申請資格を得るまでの間、この衛星クラブのスポンサー・クラブの会員となる

◎子育てのために仕事を中断または働くことのできない母親と父親に正会員の身分を与える。

丸後継会員の身分により、ロータリアンは自分の子供と孫を正会員として推薦することができる。後継会員は、会費の50パーセントを支払う。

◎所属クラブがRIへの加盟が終結されたか、本人が持つ職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなった場合のみ、移籍が認められる。提案者：茅ヶ崎中央

地区大会に会長代理を派遣する慣習を廃止する、提案が多くのクラブよりだされています。この決議案は2004年規定審議会で採択されましたが、RI理事会が実施を拒否した案件です。

◎新入ロータリー・クラブ会員を対象に研修セミナーの実施をガバナーに義務づける。提案者：加古川平成

会員の研修は地区の役割か、クラブの役割かを巡って意見が分かれると思います。

インターアクトの会員資格の最低年齢を14歳から11歳に引き下げる。提案者：宮崎中央 他

インターアクトの会員資格の最少年齢を14歳から13歳に引き下げる。提案者：東京品川中央

◎ローターアクトの年齢制限を35歳までに引き上げる。提案者：新潟南、

宮崎西、第 2770 地区、桐生西

ロータリーへの入会が 40 歳以上だという提案理由ですが、それは日本だけの特殊事情だということで過去の規定審議会でも否決された経緯があります。

◎プロバス・クラブを RI の公式プログラムとして認める。提案者：川崎西
プロバスに入れるよりもロータリーに入れるべきだという理由で否決されています。

◎アーリーアクト・ロタキッズの新設

ロータリアンの家族にも財団奨学金・補助金の受給資格や、GSE の参加資格を与えるべきだという提案が世界各地からだされています。

子供が財団奨学金・補助金を受けた場合、その親がロータリアンになれば、補助金対象者から除外されるので、親がロータリアンになる可能性のある子供には財団奨学金・補助金を与えるべきだという提案です。

◎平和および紛争解決のための奨学金の 30 パーセントをロータリアンの子供に与える。

◎ロータリアンの子孫と配偶者にロータリー世界平和フェローシップの資格を与える。提案者：武蔵府中

◎ロータリアンの家族に国際親善奨学金の資格を認める。提案者：足柄

◎ロータリアンの家族に研究グループ交換プログラムへの参加資格を与える。

◎建物の建設およびこれと関連するボランティア奉仕にマッチング・グラントを提供する。

これは毎回出される提案ですが、過去の規定審議会では否決されています。

◎ロータリー・グローバル・ネットワークのアクション・グループに対し、マッチング・グラントを提供する。

人頭分担金として、2010-11 年度は半年毎に米貨 25 ドル、2011-2012 年度には半年毎に米貨 26 ドル、2012-2013 年度には半年毎に米貨 27 ドル、

2013-2014 年度には半年毎に米貨 28 ドルを支払うことが RI から提案されています。

ただし、各クラブは最低 10 人分の人頭分担金を支払うことが定められていますから、半年ごとに、2010-11 年度に最低米貨 250 ドル、2011-2012 年度に最低米貨 260 ドル、2012-2013 年度に最低米貨 270 ドル、2013-2014 年度に最低米貨 280 ドルを RI に支払う必要があります。

インフレを理由にして、毎回の規定審議会に年間 2 ドルの人頭分担金増額が提案されています。

しかしこれに対して、人頭分担金を引き下げるべきだという提案が数多くだされています。

◎地域または国の間の社会経済的格差を反映した人頭分担金を設定する

◎所在国の国民総生産を反映した人頭分担金を設定する

◎RI は人頭分担金を変更する立法案を今後の規定審議会に提案しない。提案者：千歳

◎ロータリーの第二の標語を「He/She Profit Most Who Serve Best」から「One Profits Most Who Serves Best」に改正する

◎RI の目的に「各クラブの情報を収集することで、問題を研究し、また強制ではなく、有益な情報を提供することによって、クラブの運営方法を指導助言すること。」を追加する。提案者：第 2640 地区大会

◎理事会は、クラブ数が 33 未満あるいはロータリアンの数が 1,200 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。現状は 30 クラブ、1000 名提案者：RI 理事会

◎理事会は、ロータリー財団の資金を悪用した会員、またはロータリー財団の資金管理の方針に違反した会員を保有しているクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。提案者：RI 理事会

元 RI 副会長ビル・サージアントが 2007 年 10 月 5 日付けの書簡で、「決議 23-34

は、他人のために奉仕したいという義務と利益との間に常に存在する矛盾を和らげようという哲学を引用していますが、当時の仕立屋や靴屋の経営者にはこの問題があったとしても、今日、この矛盾が存在するのは僅かな人に過ぎません。」と述べたことに対して、決議 23-34 はロータリー哲学を規定するものだという反論が、日本からだされています。

「社会奉仕に関する 1923 年の声明」に記述されている、ロータリーの第一標語（超我の奉仕）、ロータリーの第二標語（最もよく奉仕する者、最も多く報いられる）に基づく奉仕哲学を推進する。提案者：第 2770 地区大会、敦賀

◎「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の第一項に述べられている、“ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づいている”を奉仕哲学の定義とする。提案者：釧路北

◎機関雑誌を廃止してウェブ・サイトで情報を発信すべきだという提案が多くクラブからだされています。

ロータリアンがインターネットを通じて機関雑誌を受け取ること。

同じ住所のロータリアンには、機関雑誌を合同で講読。

ロータリアンの配偶者であるロータリアンは機関雑誌の講読義務を免除する。雑誌の講読義務を削除。

◎ロータリー・シニア・リーダーの役職ごとに利用できる旅行の種類（ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラス）を制限する。

立法案の趣旨および効果に関する声明文を、500 語以内で提出する。

◎1970 年以前の RI 国際大会で採択された決議案は、規定審議会においてのみ改正することができる。提案者 第 2640 地区

これは決議 23-34 を RI 理事会の裁量で廃止しようという動きを牽制する提案と思われます。

◎ロータリアンは 3 回を超えて規定審議会に代表議員として出席してはならない。ロータリアンは 1 回を超えて規定審議会に代表議員として出席してはならない。

◎会員総数が 2,500 名を超える各地区からは、2 名の代表議員が選ばれる。会員総数が 2,000 名を超える各地区からは、2 名の代表議員が選ばれる。クラブ数が 50 を超える地区は、50 クラブごとに 1 票、または端数が 26 クラブ以上の場合、さらにもう 1 票の投票権を有するものとする。会員数が 500 を超える地区は、会員 500 名ごとに 1 票、または端数が 251 名以上の場合、さらにもう 1 票の投票権を有するものとする。